みなし通知登録電気工事業者の開始通知 必要書類(法第34条第5項関係)

建設業法に基づく許可を受けた者が電気工事業を開始した(営業を行う)ときは、「電気工事業開始通知書」に下表の添付書類を添えて、遅滞なく提出すること。

番	届出内容の種類		事 請	法人申請		
号	必要書類の名称	主任電気工事士を雇用しない場合	主任電気工事士を雇用する場合			
1	電気工事業開始通知書	0	0	0		
2	誓約書 (個人用)	0	0			
3	誓約書 (法人用)			0		
4	誓約書 (主任電気工事士に関するもの)	0	0	0		
5	主任電気工事士の従業員証明書		0	0		
6	電気工事士免状の写し (講習受講記録部分の写しも提出)	0	0	0		
7	主任電気工事士の住民票 (申請日前3ヶ月以内)	0	0	0		
8	登記簿謄本(法人の場合のみ) (申請日前3ヶ月以内)			0		
9	備付器具調書	0	0	0		
10	営業所位置図	0	0	0		
(1)	店舗見取図(正面・側面の写真各 1 枚を裏面に貼付)	0	0	0		
12	建設業法に基づく許可書の写し	0	0	0		
13	住民票 (申請者のもの) (申請日前3ヶ月以内)	0	0			

^{※1} 欄内の○印が必要となる書類。

^{※2} ④⑤は法人の役員の場合は必要ない。

^{※3} 申請者が個人であり、主任電気工事士を兼ねる場合、住民票は1通でよい。

様式第 21 (第 26 条)

電気工事業開始通知書

×整理番号			
×受理年月日	年	月	日

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 氏名又は名称 法人にあつては代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

3 営業所

営	業	所	0)	名	称	所	在	0)	場	所	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

年 月 日

山梨県知事

申請者又は届出者

住 所氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

申請者又は届出者

住 所名 称代表者の氏名

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1 号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

申請者又は届出者

住 所名 称法人にあっては代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律 第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類および交付番号

主任電気工事士の従業員証明書

年 月 日

山梨県知事

申請者又は届出者

住 所名 称代表者の氏名

下記の者は、私(当社)の従業員であることを証明します。

記

氏 名				
住所				
生年月日・年齢	年	月	日(満	才)
雇用年月日	年	月	日	

備付器具調書

申請者又は届出者

番号	品 名	製造年	製品番号	台 数	製 造 業 者 名
	絶縁抵抗計				
2	接地抵抗計				
3	回 路 計 (抵抗及び交流電圧を測定でき るもの)				
4	低圧検電器				
(5)	高圧検電器				
6	継電器試験装置				
7	絶縁耐力試験装置				

- (備考) 1 回路計とは、クランプ型電流電圧計でなくテスターをいう。
 - 2 一般用電気工作物のみの者は、①②③のみでよい。
 - 3 ⑥及び⑦は必要なときに使用し得る措置が講じられていればよい。その場合は借入先の名称等を記入 すること。

借入先 名 称 及 び 代表者氏名

印

住 所

電話番号

もよりの駅から営業所までの道順	N

駅下車 行バスを利用し (注) 線 方面に向かって徒歩 分で 停留所で下車し 上記営業所に到着する。

店 舗 見 取 図

1	平面図
2	正面図・側面図

- (備考) 1 平面図にあっては、店舗と住居との区別を明確にし、それぞれの寸法を明記するとともに<u>店舗分を朱書すること</u>。
 - 2 正面図、側面図にあっては、別添図面として貼付するか、又はそれらがわかる写真を貼付してもよい。